

要緊急対処特定外来生物の指定等（ヒアリ類関係）の概要について

令和 4 年 10 月
環境省自然環境局

1. 背景・趣旨

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 42 号。以下「改正法」という。）による改正後の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）においては、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において、検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるものを「要緊急対処特定外来生物」として政令で指定することとされた（法第 2 条第 3 項）。

要緊急対処特定外来生物の選定については、「特定外来生物被害防止基本方針」（令和 4 年 9 月 20 日閣議決定）において、別紙の通り選定に係る考え方が記載されたところであり、本年 10 月に実施された特定外来生物等専門家会合において、当該考え方を踏まえ、ヒアリ類を要緊急対処特定外来生物に指定する案について適当との意見を頂いた。

以上を踏まえ、2 に記載の通り「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令」（平成 17 年政令第 169 号。以下「施行令」という。）を改正することとする。

2. 改正の内容（案）

（1）要緊急対処特定外来生物に係る規定の整備

法第二条第三項の政令で定めるものを、以下のものとする。

- ・ 施行令別表第四の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体
- ・ 施行令別表第五の種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物がそれぞれ同表の種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）の個体

（2）ヒアリ類の要緊急対処特定外来生物への指定

特定外来生物被害防止基本方針において、要緊急対処特定外来生物の選定に係る考え方が別紙の通り定められている。当該考え方を踏まえ、法第 2 条第 3 項の政令で定める緊急対処特定外来生物として、下記ア・イに記載の生物の個体を指定すべく、それぞれ施行令別表第四、五に追加することとする。

ア、ヒアリ類 4 種群に属する種（下記 4 点）に属する生物の個体

- ・ *Solenopsis geminata* 種群（ソレノプシス・ゲミナタ種群）全種
- ・ *Solenopsis saevissima* 種群（ソレノプシス・サエヴィスイマ種群）全種

- ・ *Solenopsis tridens* 種群（ソレノプシス・トゥリデンス種群）全種
 - ・ *Solenopsis virulens* 種群（ソレノプシス・ヴィルレンス種群）全種
- イ、アの各種群に属する種に属する生物が、アに記載の各種群に属する他の種に属する生物と交雑することにより生じた生物の個体

※ 上記の4種群に属する他の種やそれらの種の交雑により生じた生物は、いずれもヒアリと共通の性質を持っている近縁種である。

※ *Solenopsis invicta*（ヒアリ）は、*Solenopsis saevissima* 種群（ソレノプシス・サエヴィスマ種群）に含まれている。

※ *Solenopsis geminata*（アカカミアリ）は、*Solenopsis geminata* 種群（ソレノプシス・ゲミナータ種群）に含まれている。

3. 施行期日

改正法附則第1条本文に基づき定める施行日（令和5年春を予定）

第6 要緊急対処特定外来生物に係る基本的な事項

1 要緊急対処特定外来生物

（1）選定に係る考え方

要緊急対処特定外来生物については、通関後も含め、その疑いのある生物が付着等をしている物品等の移動の制限又は禁止や、要緊急対処特定外来生物が付着等をしている物品等の消毒又は廃棄を命ずるといった、社会経済への大きな影響を与える可能性がある強い権限を行使することができる。このため、要緊急対処特定外来生物としては、特定外来生物のうち、こうした影響を考慮した上でもなお、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があると判断できる特定外来生物について、選定する。

（2）選定の前提

以下のアからエまでのいずれにも該当する特定外来生物を要緊急対処特定外来生物の選定の対象とする。

ア 原則として、我が国の野外で定着が確認されていない、又は分布が局地的であること。

イ まん延した場合には、以下の①から③までのいずれかに該当する著しく重大な生態系等に係る被害が生じるおそれがあること。

① 当該生物の毒性の強さや攻撃性の高さから、人に対して死亡や重篤な後遺症に至るなど重大な危害が及ぶ危険性があること。

② 在来の生態系に短期間に甚大な影響を与えるおそれがあること。

③ 農林水産業に係る被害が甚大になるおそれがあること。

ウ まん延した場合には、これまでの通常的生活様式を変えざるを得ないような、多岐にわたる大きな影響を及ぼすなど、単に著しい生態系等に係る被害があるという性質を有するにとどまらない国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

エ 要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等をした物品については移動の制限又は禁止の命令の対象となるとともに、当該生物が付着等をしている物品は消毒又は廃棄の命令の対象となることから、このような措置を行わないと当該生物の拡散を防止できないような、容易に他の物に付着等をするにより移動し、拡散しうるとともに、消毒又は廃棄を行わなければ取り除きが難しい生物であること。